

造林事業請負契約書（案）

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負 予定単価	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
森林環境保全整備事業（中山外18国有林Ⅱ）	保育間伐（活用型）	4.04 ha	479 m ³			89 林班 は1小班 外	山元土場
	育成受光伐	17.33 ha	2,971 m ³				
	素材検知		(3,450) m ³				
	計	21.37 ha	3,450 m ³				
					請負金額 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円也)		

(注) () の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

2 事業期間

自 令和 年 月 日
至 令和8年1月30日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が确实と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	月1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

別紙 1、2 のとおり

6 技術提案書の履行確保

別紙 3 のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 7 年 月 日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 山形県寒河江市元町 1 丁目 17-2

分任支出負担行為担当官

氏名 山形森林管理署長

印

請負者 住所

氏名

印

請 負 事 業 内 訳 書

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量	備考
89は1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	268 m3	育成受光伐
89と		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	785 m3	育成受光伐
89と1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	282 m3	育成受光伐
89と2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	679 m3	育成受光伐
89ぬ		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	178 m3	保育間伐(活用型)
89る		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	206 m3	保育間伐(活用型)
89か		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	49 m3	育成受光伐
89た		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	908 m3	育成受光伐
89た2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	36 m3	保育間伐(活用型)
89た3		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	59 m3	保育間伐(活用型)
合計				3,450 m3	
89は1外9			素材計測・ 計測検知・検尺	1,898 m3	(1)の業務
89は1外9			素材計測・ 計測検知・検尺	62 m3	(2)の業務
89は1外9			素材計測・ 計測検知・検尺	1,490 m3	(5)の業務
合計				3,450 m3	

検知業務請負作業内訳書

単位：m³

物件番号	材 種	作業工程	予定数量	備 考
1号	素 材	(1)の業務	1,898	
		(2)の業務	62	
		(5)の業務	1,490	
			3,450	

検知業務請負（作業内容）

- (1)の業務 素材の長級・経級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (2)の業務 素材の長級・経級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (3)の業務 素材の長級・経級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木土場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (4)の業務 素材の長級・経級を測定、品等格付け、木口表示、材積計測を行い、送状（概算引渡物件明細書）を交付し、スプレーの塗布を行う作業。
- (5)の業務 低質材及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付けスプレーの塗布を行う作業。

別紙1

特 約 事 項

- 1 虫害時期においては、防虫対策として薬剤散布を行い製品の品質管理に努めること。
- 2 国有林材の生産量の調整の必要が生じた場合には、生産調整に可能な範囲で協力する。
- 3 林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した丸太を運搬する時の支障とならないようにすること。
- 4 作業道からの土砂流出防止に努め、沢付近の作業場所においては濁り水対策を実施する。

別紙 2

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。

技術提案書の履行確保

請負者は、令和 年 月 日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

項 目	評 価	内 容
事業計画の工程管理		事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案
事業の計画・実施に係わる提案		事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案
		自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案
		品質管理に係わる工夫・提案
		安全対策に係わる工夫・提案

(注) 評価された項目について○印を記載